

# 令和3年第2回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和3年2月24日(水)
招集の場所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室、北庁舎2階 会議室
開 会	令和3年2月24日(水) 14時57分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 11人 委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

付議事項	議案第1号 議案第2号 議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日進市農用地利用集積計画について
	専決第1号 専決第2号 専決第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知書について
	その他	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認の取消について

<p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(14:57)</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第2回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第2回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に5番の伊藤 修 委員と、7番の山本 裕子 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は福友病院から北西へ約70メートルの位置に所在し、現況は田で、作付けはされておらず、面積は3筆合計で1,410㎡です。</p> <p>申請者は北新町に所在する医療法人です。</p> <p>昭和59年に法人設立し、病院経営を行っています。</p> <p>この度、介護医療院を利用している患者へのリハビリテーション治療のひとつとして農業を取り入れるため、農地の取得を計画しました。</p> <p>法人が農地を取得するためには農地法第2条に規定する「農地所有適格法人」としての要件を満たす必要がありますが、教育、医療、または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が当該目的に係る事業の運営に必要と認められる場合は例外的に取得が認められているため、本申請に至りました。</p> <p>職員が、農業従事者としての技能の確立ができるまでは、関連法人の農業指導者に週2回、農園での指導協力を得て行います。</p> <p>農業用機械は、耕うん機、貨物自動車に関連法人から借用します。</p> <p>また、農作業開始までに、鍬、リヤカー、一輪車、スコップを追加予定です。</p> <p>申請地では、里芋と生姜を栽培する予定です。</p> <p>1番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p>
---	----------------	--

事務局		<p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、農地法施行令第2条第1項第1号ハ「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」に該当するため、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p>
議長		<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p>
委員		<p>社会福祉法人と医療法人はどのような関係か。</p> <p>また、農業指導者に指導協力を得るということだが、何年間指導してもらう計画なのか。</p>
事務局		<p>社会福祉法人は医療法人の関連法人で、具体的な期間は定まっていますが、医療法人の職員が農業従事者としての技能が確立されるまで指導協力を得る計画になっています。</p>
委員		<p>この契約は、賃借権設定か所有権設定のどちらなのか。</p> <p>また、現況はどうなっているか。</p>
事務局		<p>賃借権によって借り受ける契約です。</p> <p>3年間の契約で、期間満了後引き続き耕作をする場合は、自動更新となります。</p> <p>現況は田で、以前まで水稻を栽培しておりましたが借り受け後、畑作を行います。</p>
議長		<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第2号を上程。</p>
議長		<p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p>
事務局		<p>議案書朗読</p>
議長		<p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p>
		<p>1番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、南部保育園から西へ約200メートルの位置に所在しており、現況は畑で野菜を栽培しており、面積は315㎡</p>

議長  
事務局

です。

申請者は、現在折戸町に居住しており、両親の意思を継ぎ、仕事の傍ら農業も継続してきました。

母の相続に関し、妹や姉たちから提訴され裁判で現在の住居を明け渡さなければならなくなりました。

家族で今後の住まいについて検討した結果、自己用住宅の建築を計画しました。

土地を選定したところ、申請者以外の家族には自己所有地がなく、申請地以外に建築可能な土地はないため、やむを得ず申請地を選定しました。

排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の最終枡へ集水し、申請者所有の隣接農地へ埋設した排水管を通り南側の既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま

す。1番の案件について、事務局に補足説明を求める。

受付番号1番について、転用目的は農家住宅を建築するものです。

農地法第4条第6項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので、支障ありません。

第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。

第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。

許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和3年4月20日から令和3年10月20日までに完了する計画が記載されています。

他の行政庁の許可・認可等については、農家住宅であるため、都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明の交付申請が予定されています。

農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、利用率100%と認められま

		す。
		第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。
		第5号の一時転用に関する項目については、該当ありません。以上が許可基準の適合状況です。
議長		議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。
		特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。 (挙手全員)
議長		議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
議長		議案第3号を上程。事務局に議案の説明を求める。
事務局		(議案内容説明)
議長		議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。
委員		愛知県農地中間管理機構が農地を借り受け、担い手へ貸付を行うことには、どのようなメリットがあるのか。
事務局		制度としてはこれまでと大きく変わらず、農地集積の主体がJA等の旧円滑化団体から農地中間管理機構に変わりますが、従来どおり担い手への農地の貸し付けが進められます。
委員		主体が変わることで、地元や所有者の意見が反映されなくなる心配はないのか。
事務局		取りまとめは、従来どおり担い手と市が連携して調整を行っているため地元や所有者の意見が反映されないことはないと思われれます。
議長		特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言。 (挙手全員)
議長		議案第3号について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。
		続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告)
		専決1号 4条届出 3件
		専決2号 5条届出 14件
		専決3号 18条通知 10件
議長		専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。
委員		専決3号について、同じ所有者が解約をしているが、解約後

	<p>事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 (15:47)</p>	<p>は所有者が自ら耕作していくのか。</p> <p>今回解約した農地は、所有者が中心となって立ち上げた農事組合法人に付け替える予定です。</p> <p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認の取消について 1件</p> <p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の農業委員会 (令和3年3月29日(月) 午後3時 本庁舎4階第1会議室)</li> </ul> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	--	---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 5番委員

議事録署名者 7番委員